

掲示事項 介護老人保健施設 博寿苑（運営規程の概要）

令和7年 4月 1日 現在

施設の名称等

フリガナ	カイゴロウジンホケンシセツ ハクジュエン		サービス種別	介護予防通所リハビリテーション 通所リハビリテーション	
施設名	介護老人保健施設 博寿苑		事業所番号	0157280017	
所在地	〒079-1281 北海道赤平市平岸新光町2丁目4番地		フリガナ	タカハシ ノブユキ	
			管理者氏名	高橋 伸幸	
連絡先	電話番号	0125-37-2001	FAX番号	0125-38-8382	
利用定員	20名(介護予防含む)	営業日及び営業時間	月～金 10:00～15:30	送迎実施地域	赤平市内

従業者の職種、員数及び勤務体制

※必置職については、法令の定めるところによる。

職 種	員 数
管理者(常勤・専任医師)	1人以上
看護職員・介護職員・ ☆(理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士)	2人以上 うち☆の療法士等がリハビリテーション提供時間帯に 利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保
管理栄養士(兼務)	1人以上
事務員(兼務)	施設の実情に応じた適当数
その他の従業者(兼務)	施設の実情に応じた適当数

勤務シフト

日 勤09:00～17:00

協力医療機関等

併設医療機関	名称	平岸病院
	所在地	北海道赤平市平岸新光町2丁目1番地
協力医療機関	名称	あかびら市立病院
	所在地	北海道赤平市本町3丁目2番地
協力歯科医療機関	名称	平岸病院内歯科
	所在地	北海道赤平市平岸新光町2丁目1番地

秘密の保持

- 当施設の職員及び当施設を退職した職員は、業務上知り得た利用者の方又はそのご家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らすことはありません。
- 当施設が、居宅介護支援事業所等、必要な機関に対し、利用者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ、書面にて説明を行い、利用者の方及びご家族等の同意を得ます。
- 上記以外に利用者の方及びご家族等に説明し、同意を得なければならない項目につきましては、所定の書式にてご説明し、同意書にてご承諾をいただきます。

利用料(基本料金・各種加算)

【介護予防通所リハビリテーション】

基本料金：介護予防通所リハビリテーションサービス費

要介護度	基本料金(1月につき)		
	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援1	2,268円	4,536円	6,804円
要支援2	4,228円	8,456円	12,684円

各種加算及び減算	利用料金(1月につき)		
	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
栄養アセスメント加算	50円	100円	150円
科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88円	176円	264円
	176円	352円	528円
生活行為向上リハビリテーション実施加算	562円/月(6か月以内)	1,124円/月(6か月以内)	1,686円/月(6か月以内)
若年性認知症利用者受入加算	240円	480円	720円
栄養改善加算	200円	400円	600円
退院時共同指導加算	600円	1,200円	1,800円
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月の利用料金(基本料金＋各種加算減算)の6.6%		

※利用料金の計算過程における端数処理により、実際の請求金額と若干異なる場合がございますので、あらかじめ、ご了承ください。

【通所リハビリテーション】

基本料金：通所リハビリテーションサービス費（5時間以上6時間未満）

要介護度	基本料金(1日につき)		
	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	622円	1,244円	1,866円
要介護2	738円	1,476円	2,214円
要介護3	852円	1,704円	2,556円
要介護4	987円	1,974円	2,961円
要介護5	1,120円	2,240円	3,360円

各種加算及び減算	利用料金(1日又は1月につき)		
	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
リハビリテーション提供体制加算	20円/日	40円/日	60円/日
入浴介助加算(Ⅰ)	40円/日	80円/日	120円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	44円/日	66円/日
栄養アセスメント加算	50円/月	100円/月	150円/月
科学的介護推進体制加算	40円/月	80円/月	120円/月
リハビリテーションマネジメント 加算 イ	560円/月(6か月以内)	1,120円/月(6か月以内)	1,680円/月(6か月以内)
	240円/月(6か月超え)	480円/月(6か月超え)	720円/月(6か月超え)
リハビリテーションマネジメント 加算 ロ	593円/月(6か月以内)	1,186円/月(6か月以内)	1,779円/月(6か月以内)
	273円/月(6か月超え)	546円/月(6か月超え)	720円/月(6か月超え)
生活行為向上リハビリテーション 実施加算	1,250円/月(6か月以内)	2,500円/月(6か月以内)	3,750円/月(6か月以内)
短期集中個別リハビリテーション 実施加算	110円/日	220円/日	330円/日
認知症短期集中リハビリテーショ ン実施加算(Ⅰ)	240円/日	480円/日	720円/日
若年性認知症利用者受入加算	60円/日	120円/日	180円/日
栄養改善加算	200円/日	400円/日	600円/日
重度療養管理加算	100円/日	200円/日	300円/日
退院時共同指導加算	600円/日	1,200円/日	1,800円/日
送迎を利用しない場合(減算)	片道につき47円の減算(施設の車両には乗車せず、ご家族様等で送迎された場合)		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月の利用料金(基本料金＋各種加算減算)の6.6%		

※利用料金の計算過程における端数処理により、実際の請求金額と若干異なる場合がございますので、あらかじめ、ご了承ください。

その他の日常生活に要する費用

内容	金額	適用基準
昼食代	500円/日	
教養娯楽費	実費	
日用品費	実費	※参照
理美容代	実費	
文書料	1通2,200円～	

※ご自身でお持ち込みいただくか、施設で用意したものをご使用いただきます。

バスタオル(50円)、入浴用タオル(30円)、シャンプー・リンス(20円)、ボディソープ(20円)

事故発生時の対応及び賠償責任

○当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに当該市区町村及び関係各機関、並びに身元引受人の方等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

○サービスの提供により利用者の方に賠償すべき事故が発生した場合には、天変地異等の不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。ただし、当該事故の発生につき、利用者の方の重過失があった場合には、損害賠償の額を減じることができるものとします。

緊急時の対応

○当施設では、利用者の方に対し、施設医師の医学的判断により、対診が必要と認められた場合は、協力医療機関又は協力歯科医療機関等での診療を依頼する場合があります。

○利用者の方に対し、施設での対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要と判断された場合は、他の専門的機関をご紹介します。

○サービス提供中に利用者の方の心身の状態が急変した場合など、身元引受人の方又は利用者の方若しくは身元引受人の方が指定する方に対し、緊急に連絡を行います。

苦情処理について

○当施設では、サービスに関する苦情については、迅速かつ、適切に対応するため、支援相談員にお申し出いただくか、備え付けのご意見箱に投函してお申し出いただいております。その際、苦情申立てにより、利用者の方やそのご家族等が不利益を受けることがないよう配慮します。

○苦情処理につきましては、十分に聞き取りを行い、その内容を的確に把握し、必要に応じて調査を行い、改善が必要ない場合においても、適切な対応を図り、その結果を利用者の方及びそのご家族等にご了承いただけるまで、懇切丁寧な説明を行います。

身体拘束について

- 当施設では、利用者の方に対し、サービスの提供にあたり、利用者の方、又は他者の生命、及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者の方に対し、身体拘束、その他の行動を制限する行為は行いません。
- 当施設では、身体拘束適正化検討委員会を定期的開催するとともに、指針の整備及び定期的な研修を実施するための担当者を置き、全職員に身体拘束適正化についての周知徹底を図っております。

高齢者虐待防止の推進について

- 当施設では、利用者の方の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、高齢者虐待防止委員会を定期的開催するとともに、指針の整備及び定期的な研修を実施するための担当者を置き、全職員に高齢者虐待防止についての周知徹底を図っております。

感染症及び食中毒などの予防対策について

- 当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延を防止するため、感染対策委員会を定期的開催するとともに、指針の整備及び定期的な研修並びに訓練を実施し、全職員に感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止についての周知徹底を図っております。

業務継続計画の策定等について

- 当施設では、感染症や非常災害の発生時において、利用者の方に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

ハラスメント対策について

- 当施設では、職員から利用者の方又は利用者の方から職員、若しくは職員同士によるいかなるハラスメント行為も許容しません。

以下でいうハラスメントとは、利用者の方やそのご家族様等からの当施設職員に対する身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメントをいいます。

ハラスメント事案が発生した場合は、速やかに当該者への事実確認のうえ、ご家族様等への連絡を行うとともに、当施設の「ハラスメント防止のための指針」に従い、再発防止策の検討など必要な措置を講じます。

また、当該者に改善するよう依頼したにも関わらず、改善がみられない場合は、サービスのご利用を中止又は終了させていただく場合があります。